

魏志倭人伝の割注、「魏略曰其俗不知正歳四節但計春耕秋収為年紀」に依って安本美典、古田武彦両氏が「二倍年暦」を提唱された。しかしその後この割注が二倍年暦の根拠となり得るのか否か検証された気配を知らない。二三検討して見たい。

一、なぜ注が付けられたのか

なぜ裴松之はこの注を付けたのか、東夷諸国の記事を比較検討することから始めよう。

夫餘伝一般の正月を以て天を祭る。国中大会し連日飲食歌舞す。名づけて迎鼓と曰う。

高句麗伝一十月以て天を祭り国中大会し名づけて東盟と曰う。……其の国の東に大穴有り。隧穴と名づく。十月国中大会し隧神を迎え国の東に還り之を上祭す。木隧を神坐に置く。

東沃沮伝一食飲居処、衣服礼節、高句麗に似たる有り。

挹婁伝一東夷は飲食類皆俎豆を用ふ、唯挹婁はしからず。法俗最も綱紀無きものなり。

濊伝一常に十月節を用って天を祭る。昼夜飲食歌舞し、之を名づけて舞天と為す。又虎を祭つて神と為す。

韓伝一常に五月を以て下種訖り、鬼神を祭り羣聚歌舞し、飲酒昼夜休み無し。其の舞、……節奏鐸舞に似たる有り。十月農功畢り、亦之の如く復す。鬼神を信じ、国邑各一人を立てて天神を祭るを主さどらしむ。之を天君と名づく。

辰韓一記事なし。

弁辰一祠祭鬼神異なる有り。

そして倭人伝にはこれらに相当する記事がない。したがって裴松之は魏略を引いて説明を加えた。それゆえこの諸国の祭礼記事と割注とは相応する。

二、正歳四節とは

それでは正歳四節とは何か。「正歳」とは漢和辞典を見ると、夏暦の正月と記す。では夏暦とは何か。夏殷周三代の夏王朝の暦だ。夏はその建国に当って治象之法を觀て建寅の月を正月としたという。殷は夏暦の十二月、建丑の月を正月とし、周は夏暦の十一月、建子の月を正月とした。建とは北斗七星の柄、その柄が十二支の寅の方角を指す月が建寅の月、以下建丑も建子も同じだ。

王朝交代によって暦も改められた。ちなみに秦は夏暦の十月、建亥の月が正月、漢も初め秦制を引継いだが武帝に至って夏暦に改めた。

『字統』によれば歳とは赤色の牛、騂牛を犠牲に用いる祭儀である。

殷には五祀周祭と呼ばれる祖祭の体系があり、その祭の一周するのが三十五六旬で、ほぼ一年に当る。ゆえに一祀を一年とした。

周は年、即ち農耕の稔りを祭る祭祀を一年の節目としたという。歳とは年と異なる一年の祭りであるという。正歳とは夏暦の正月、夏王朝を古代王朝の始祖と考えるが故に正歳とするのではないか。

三、四季のまつり

つぎに四節とは、これも辞典を引くと、一に四季の狩とある。春の蒐、夏の苗、秋の獮、冬の狩という。そして二番目が四季、春夏秋冬をあげる。季節ごとに帝王の狩（まつり）が行われた。正歳四節とは季節ごとにまつりがあり、年ごとにまつりを祭って、時が巡って行くのが暦だ。単なる数字の羅列ではない。なかんずく中華では漢の武帝以来夏暦が通行してきた。それに対し東夷では、夫餘では殷の正月が、高句麗以下では十月で始まる暦が行われていた。その具体的な祭礼の記述によって、中華とは異なる東夷の風俗が明らかにされた。したがって倭人伝の「正歳四節を知らず」と記された注は、倭人も他の東夷諸国と同じであることを述べているのだ。そして「春耕秋収」とは、韓伝の五月と十月の祭の姿と異ならない。春耕秋収を経過して一年が巡ると説明している。「計春耕秋収為年紀」は「計^{ヘテ}レA為^{スレ}B」の構文だ。Aを数へてBとなす、である。したがって春耕秋収がAである、春耕と秋収とに分割される文章ではない。

四、「注」の位置

さらに割注を附された位置に注目してみよう。注とはその直前の文を説明するものだ。倭人伝の魏略注は、本文の「人性嗜酒」の後に付けられている。他の東夷諸国の飲酒記事は、祭の場面で飲酒歌舞するとある。この点からも他の諸国の祭礼記事とこの割注が倭人もまた同様な風俗であると述べている。

以上の検討結果は、この割注は二倍年暦を述べたものではないことを証明している。

五、定暦改年

さらにこれを追加証明する資料がある。

魏志明帝紀・景初元年条に「春正月壬辰、山荏縣言う、黄龍見ゆと。是において有司奏す。『以て魏は地の統を得たりと為す。宜しく建丑の月を以て正と為すべし。』と。三月、暦を定め改年し、孟夏四月と為す。……太和暦を改め景初暦と曰う。其の春夏秋冬・孟仲季月、正歳と同じからずと雖も、郊祀・迎気・禱祠・蒸嘗・巡狩・蒐田……皆正歳斗建を以て暦数の序と為す。」

つまり現行暦であった夏暦を改め、夏暦の三月を四月に改めるということである。さらに太和暦を景初暦とする。すなわち夏暦をやめて殷暦を用いる。その景初暦は正歳とは異なると明記している。

なお、景初暦は明帝の死と共に終り、次の斎王は景初三年十二月、また夏暦に改め、翌年建寅の月を改元して正始元年正月とし、その前の月、つまり景初三年十二月の次の浮いてしまった月を「後の十二月」、つまり閏月扱いとした。

六、『歳時記』

『歳時記』という書物がある。「時」は四時、即ち四季である。年中行事の一覧を記したもの、

しかし年時記とは呼ばない。「正歳」も「正年」とは聞かない。

倭人伝の魏略注が二倍年暦の根拠と見倣されるのは、「正歳」を正しい一年の長さで誤読した結果であると思われる。

念のために記せばこの小文は二倍年暦の有無を論じるものではない。